

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第12回）

1. 日 時 平成29年10月24日（火）15:00～17:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，金野委員，齊藤委員，中川委員，原委員，原田委員，半田委員，藤田委員
(計11人)
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），植木伝統文化課文化戦略官，軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計12人）
4. 議事等

【山本会長】 定刻になりましたので，ただいまより第12回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。御多忙の中，お集まりいただきまして，ありがとうございます。

本日は，前回に続きまして，中間まとめの個別の論点について議論を深めていきたいと思っております。三つございます。議事次第にも書いてございますけれども，一つは，中央教育審議会における文化財保護の所管に係る議論，二つ目には，せんだっても大分議論いただきましたけれども，基本計画策定時の都道府県の役割について，さらに，ワーキング等でも議論していただいておりますが，三つ目には，個々の文化財の保存活用計画に関する議

論でございます。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今回も御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

配付資料確認をさせていただきます。まず、資料ですけれども、資料1番が1枚の両面刷りのものです。資料2番も1枚のものです。資料3番関係が枝番号になっておりまして、3-1から3-5まであります。資料3-1、資料3-2はホチキスどめ、縦向きの紙、資料3-3がパワーポイントの横向きの紙、資料3-4番が縦向きのホチキスどめとなっております、資料3-5番までが、この資料3番関係となっております。

それから、参考資料に関しましては1番から10番まででございます。参考資料の1番から5番、6番あたりまでは今までもお配りをしておりますものでございます。参考資料7番が調査の結果概要と書いてあるもの、参考資料8番が1枚の両面印刷、参考資料9番が少し分厚くなっております。参考資料10番が1枚の資料という構成となっております。御不足の分ございましたら、事務局までお声掛けいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【山本会長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第1の議題、中央教育審議会における文化財保護の所管に係る議論について、議事に移りたいと思います。

前回、地方公共団体における文化財保護事務の所管につきましては、議論いただきまして、本件に関しまして、中央教育審議会の特別部会が開催されておりまして、先日10月18日に第1回の会議が開催され、亀井委員に御出席いただきました。部会でもいろんな御意見があったというふうに聞いておりますので、会議で出されました意見を含めまして、事務局から報告をお願いいたします。では、お願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。ありがとうございます。そうしましたら、早速ですが、資料1番と参考資料8番、9番をお手元に御用意いただけますでしょうか。

まず、資料1番を御覧いただけますでしょうか。本資料に、先日、10月18日、中央教育審議会の地方文化財行政に関する特別部会におきまして、御意見賜りましたので、その場における意見を速報ということで、事務局で書き起こしをさせていただきましたので、こちら、未定稿ということにはなってしまいますけれども、速報的にお伝えをしようという資料でございます。

最初に、中央教育審議会の部会について概要を御紹介いたします。参考資料8番を御覧い

ただければと思いますけれども、中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会の設置ということで、9月28日に設置をいただいたものでございます。参考資料8番、裏面を見ていただけますでしょうか、特別部会の委員構成を紹介させていただいております。都道府県ですとか、市、町の首長の方々、それから市や町の教育長の方々、ないしは大学の教授、文化財関係として東文研の所長亀井委員や、また、埋蔵文化財センターの所長、それから、民間における文化財関係のお取組をされている団体の代表の方といったような方々にお入りいただいております。

参考資料9番でございますけれども、こちらが中教審の特別部会で配付させていただきまして、我々事務方及び亀井先生から御説明をした資料でございますけれども、資料としましては、せんだってのこちらの文化審議会企画調査会でもお配りをさせていただいた資料をちょっと活用させていただいております、この参考資料9番の3枚目あたりに、これまでヒアリングでどのようなお話がありましたということや、方向性としてどういったことが考えられるのかといったようなことを御紹介しつつ、また、ここには入っておりませんが、現在、どのような議論、ディスカッションをしているかといったようなことをこの部会で報告させていただいたという状況です。

また、7ページ以下に関しましては、その中教審の部会で奈良県知事、京都市長、白河市長、横浜市教育長の4名の委員の皆さんから、資料も踏まえて御発表を頂戴したというところでございます、中身の説明、ここでは割愛をさせていただきますけれども、文化財行政を今後どのようにしていくかということで、広くは中間まとめそのものに対する御意見のようなものも、我々の参考になるようなものも頂いておるといような状況でございます。

そうしましたら、資料1番にお戻りいただきまして、具体的にどのような議論があったということを御紹介させていただきます。

資料1番のまず一つ目の上からまいります。自治体の判断によって所管を選択制とすることに関して賛成という御意見。現在は保存に関することを主に教育委員会が、活用に関することを主に首長部局が担っており、車の一輪しかないということにならないよう法令上の明確化が必要ではないかという御意見で、より細かく申し上げると、首長が文化振興に関する大綱を作成しようとした際に、活用だけが位置付けられるといったことがあるということで、保存の面も含めて保存と活用を体系付けていく必要があるのではないかという御意見がありました。

また、二つ目ですが、選択制とすることに賛成。その際には地方文化財保護審議会の設置であるとか、専門的知見を持った職員を配置すること、条例に基づく委員会・審議会等の第三者機関による確認、また、教育委員会との人事交流、日常的な連携体制の構築といったようなことが必要ではないか。

また、所管の判断は自治体の自主性に任せてほしいという御意見がありました。その上で地方文化財保護審議会を法的根拠をもって充実をしたり、また、学校教育との連携については、指導主事の配置、コーディネーター役を務める人材の確保といったようなことが考えられる。また、これに合わせまして、所管を変える場合には、広く市民の皆さんにも周知するといったようなことが必要ではないかという御意見もございました。

続いて、四つ目です。開発との関係に関して、自治体の専門職員の方というのは、埋蔵文化財についての御知見がある方が担当されることが多いと思われるという一方で、他の文化財類型に関しては専門的な人材も少ないので、そういったような分野に関しても、保存をしっかりとれるような体制となるよう留意をすべきという意見がありました。

また、五つ目ということで、保存をするためにこそ活用が重要という御意見がありましたけれども、この3行目からですが、文化財を公開し活用することは、価値を理解する第一歩ということで、保存と活用を別々にではなく、一体的に考えるべきではないか。その際、活用ということは、文化財の価値、本質、こういったことを理解すること、それ自体が活用ということではないかという御意見もありました。

また、一番下のポツですけれども、学校教育との関係ということを考える際に、学校に文化財担当の職員の方を講師として派遣するような場合があるけれども、そういったようなことの連携も、今後ともスムーズにできるような方法を工夫していく必要があるのではないかという議論がございました。

資料の裏面にいつていただきまして、これはこれまでの企画調査会の意見ということで、これまであった議論を、簡単にですが、まとめさせていただいているものですので、振り返りということで御紹介をさせていただきます。

まず、地方文化財保護審議会の必置を条件として移管を認めることに関しては、地方文化財保護審議会の権限の状況に関して、地方によってもばらつきがあるので、是非地方文化財保護審議会の機能の強化、こういったことも必要と考えるべきではないか。

二つ目ですが、首長がこの地方文化財保護審議会の委員を選任するといったようなことになる場合には、いかに四つの要請を担保していくかという検討が必要であるということ

や、任期に関して、例えば任命時期をずらしたりするなどといった継続性を担保するための工夫が必要ではないかという御意見。

また、三つ目ですが、審議会が建議をするという権限もあるということを活用して、積極的に、時には地方公共団体と対立するということも、余り望ましくありませんけども、そういうことも場合によってはあり得るというような強い発言力を持つ制度改正になると良いのではないかと。

また、地方公共団体における文化財に関する取組の現状や将来的な方向性について、審議会に適切に情報が入るといったようなことが必要ではないかという御意見もありました。

これに加えまして、それぞれの文化財の視点から、留意事項であるとか、懸念であるとか、そういったような御意見も少し下の方に、簡単ですが、おまとめさせていただいております。

例えば埋蔵文化財の視点では、新しい遺跡が見つかった場合に、開発との均衡ということで、教育委員会と開発担当とが緊張関係の下で判断をするというようなバランスをとることができるようにする必要があるということや、博物館として文化財に関わる視点からは、博物館自身が総合的に様々な機能を持つということや、社会的役割があるということや、踏まえて、一つの部局というよりは、多様な部局とうまく連携をしていくといった面も大事ではないかという御意見。

また、文化財建造物という視点では、文化財の保存と町並みの開発、こういったことを一つの部局の中でしっかりと取り組んでいくといったようなことが重要ではないかという御意見も出たという状況になっております。

【山本会長】 はい、ありがとうございます。10月18日の第1回の会議及び我々議論してきました中身につきまして、今、御発言いただきました。次回は10月30日に引き続き検討されるということですのでけれども、それも見通しまして、何か御発言があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。亀井委員、よろしく。

【亀井委員】 ちょっと出た人間として補足させていただきますけれども、名簿にありますように、大変な方々を集めたものだと思います。特に知事、あるいは大きな都市の首長さん自ら出られて、管下における状況についての説明、あるいは希望というのを述べられたわけですが、基本的には、選択制ということは皆さん御承知で、できれば知事部局の方が総合的にできるというような意見が強かったようにも思います。

ただ、両輪といっても、文化財側の論理と、それから、開発側の論理がうまくかみ合え

ばいいんですけども、私、意見を申し上げたんですが、回転することが違うとひっくり返るよということを言いまして、それ、余りにも保存側が自分の専門性を重視して、重箱の隅をつつくようなことをやっているからだというようなことで、もう少し一歩踏み出して、自ら活用することも考えるべきではないかというような意見がございました。

文化振興大綱を作るということで、教育委員会部局、文化財の部分が欠けているということでありましたので、そのことは教育委員会の方と連携してやらなかったのかと聞いたら、教育委員会が冷たかったというような形で、何かちょっとまだかみ合っていないという印象を持ちました。

いずれにしても、今回は、また残りの津和野、あるいは鳥取県、長崎市、与謝野町、それらからの事例報告があらうかと思いますが、それを踏まえて、部会としての意見を取りまとめるということですので、是非この調査会でも先生方の忌憚のない御意見を頂ければ、またそれを代弁する形で持っていきたいと思います。どうぞよろしく願います。

【山本会長】 いかがでしょうか。今の事務局からの報告をお聞きすると、選択制なり、自主性に任せてほしいという御主張が首長さんたちからありながら、かなり文化財審議会などをちゃんと権限を強化して、それなりに制約されたといいましょうか、保存にも十分留意するという御意見も含めて、首長さんなんかおっしゃっているというふうに理解していいのでしょうか。

【亀井委員】 そうですね。特に、埋蔵の専門の鳥取県の方は、もう50年以上になりますかね。埋蔵文化財の原因者負担制であるとか、事前調査しなきゃいけないという、いわゆる文化財保護法の埋蔵文化財の規定の趣旨がもう津々浦々徹底しているので、開発行為との調査の関係の心配は余りないのではないかと。むしろ、そこで出てきたのをどういうふうに評価して、保存なら保存、あるいはもう記録なら記録をとってというような形にするか。その辺の判断する者というのがうまくバランスがとれるといいなという、そういう一歩進んだ議論になっていました。

それから、博物館、学校教育との関係というのは、それぞれの立ち位置について十分理解がありまして、それ、例えば知事部局に移ったとしても、うまく橋渡しできるような仕掛け、仕組み、そういうのができればいいのではないかというふうなことです。

【山本会長】 はい、ありがとうございます。今の時点で何か御発言ありますでしょうか。はい、どうぞ。

【岩崎委員】 お送りいただいたパブコメを見たところ、企画調査会で行ったヒアリング、それから、ここに挙げてあります意見とは対照的な意見が多いなという印象です。特に、文化財は、長期的な視野で取り組むべき対象であるのに対して首長というのは4年の任期ですので、継続性、安定性という点で不安が大きいため、慎重になるべきという意見が幾つもあったように思います。

今、埋文の方からのお話が紹介されましたがこのパブコメの中には、考古学協会から意見が出ていまして、現状でも重要遺跡が出て調査をした後に、それを残すかどうかといったときに、首長の判断が尊重されて、保存されないということが既に見られるとあります。少しでも歯止めを残すためには、現状のまま、教育委員会との緊張関係があることが望ましいし保存することによって活用という道も開けるのであるから、慎重な検討が必要という意見がありました。

それから、首長部局への移管について、パブコメで重要な論点として上がっているのは、この会議でもさんざん皆さん議論されてきましたが、専門家の不在ということがあります。埋文の方がほとんどという地方自治体の現状において、美術工芸品とか、無形文化財とかといった分野の担当がほとんどいない中で、これが首長部局になり、そして、活用となったときに、保存にも目配りした行政が果たして可能なのか、という懸念がいくつかありました。保存と活用といいながら、保存の部分が後景に引いてしまう可能性があるのではないかと。首長部局への移管に対して慎重な、あるいは、反対する意見としては、大きく二つの意見があったように思います。

私も同感ですが、要するに歯止めができるかどうかということだと思います。そして、歯止めの方向性としては文化財保護審議会を活用したらいいという話ですが、現状では審議会にそうした強制力があるわけでもなく、権限があるわけでもなく、建議はできるかもしれないけれども、基本的にはその自治体の文化財行政の全体を見るような位置付けにない中では、やはり問題があると思います。

文化財保護審議会が検討できるのは、専門性と技術性にかかる領域であり、四つの要件の監視というところまで対応し切れないというのが実態ですので、仮にこの文化財保護審議会をうんぬんということであれば、今日の資料1にもありましたが、その権限を拡大するような法制度をしっかりと作っていくことが条件になると思います。

それから、首長部局への移管に際しては文化財の担当者を配置することが極めて重要だと思います。これまで埋文を中心にした文化財保護行政が進められてきましたので、例え

ば美術工芸品の人もう一人とか、あるいは文化財保存の担当をもう一人というような形で、せめて2から3ぐらいの、様々な分野の担当者の配置を条件にする必要があると思います。効率的な活用、よりよい活用のためには専門家が必要です。文化財の本質がわからなければ、魅力がわからなければ、それを活かすこともできないので、文化財保護の担当者の配置ということも条件にすることを提案したいと思います。

以上です。

【山本会長】 付け加えてございましょうか。はい、どうぞ。

【中川委員】 所管の選択制について、首長部局が所管することも可能となるということ、基本的にはよいことではないかと思えます。活用こそが保存につながるんだというような御指摘が出てきているわけですし、活用をリードするためには、首長部局が主導するというのも重要になります。けれども、私の経験からして、懸念もあります。

例えば先ほどメンバーの中に京都市長さんも入ってましたが、京都市では御存じのように、大変大胆な景観政策を、国交省の景観法を前提にして実施しています。これは確かにうまくいっているところがあって、景観を阻害する派手な看板など、もうほとんど四条通りから一掃されました。ただ一方で、ここで言っている保存のための活用といったときの保存というのは一体何かということは改めて考えなくてはならない。今、京都市だけじゃなくて、景観政策というのは非常に大きな地方自治体のテーマになっているわけですが、そこで、歴史的景観の保存というのが常に出てくるんですね。

もう10年以上前の経験ですが、京都市が指定した歴史的景観の景観整備地区にあったレンガ造の歴史的建造物を改築するという計画が出たとき、京都市は、それは困るのということになって、事業者はどうしたかという、レンガの建物を全部壊して、コンクリートで、レンガに見えるようにした全く同じ形態のものを造ったということがありました。これは、景観が守られたということで景観保存の成功例だったわけですが、一方で、文化財の保存という見方からすると、別の判断になる。近年では、オーセンティシティという言葉が大分使われるようになってきましたけれども、本物かどうかというのが文化財では問われるわけですし、その意味からすると、この例は保存したとは言えない。今、自治体がやっている保存というのは、どちらかというと、こうした景観の保存に偏る傾向が強いわけです。その場合に起こる、文化財の保存というときの価値付けとのギャップについては、きちっと議論しておかないといけないのではないか。文化財という観点からの保存の価値とはどういうものなのかを、きちんと示しておく必要があると思います。

以上です。

【山本会長】 はい。じゃあ、藤田委員。

【藤田委員】 この議論では、よく首長さんは4年で代わるという議論があるんですけども、例えば京都の市長さんはもう4年で代わってはいませんですね。大体3期、4期やるのが普通で、それよりも、首長さんが代わるより、現場の文化財担当者の方がぱらぱら2年ぐらいいで代わるというのが現状だろうと思うんですね。そういった意味で、確かに選挙が4年ぐらいであるのはあるんですけども、首長が代わるかもしれないから、やっぱり教育委員会に置いておかなきゃいけないんだというのは、ちょっと現状と乖離しているんじゃないかというのが1点と。

それから、先ほど埋蔵文化財のそういったいろんな政治的というか、首長さんの意向で壊されてしまうという議論がありますけれども、埋蔵文化財そのものは壊されるというよりも、私の関係していた事業でも、本当に現状で保存するか、それとも資料保存するかという選択があるわけで、別に誰が首長になろうが、そんなもの、ただ、むやみに壊してしまうということはありません。

そういったことで、そういった危惧はないということなんでしょうけれども、この文化財が資料保存にするか、それとも現状のそのまま1センチも動かさないかという判断が誰がするのかというのがいつも、例えば町を造り替えたりとか、保存しながら使ったりとかいうときのこの判断が非常にいつも困難で、それについて誰が責任持つのかというのが分からないものだから、どこか、例えば文化庁に聞いたりして、そこの調査官の方が来て、うーんとか言って、その人が首を縦に振るか、横に振るかで非常に方向が変わると。ただ、方向が変わるというのも、別にむやみに開発したいということじゃなくて、先ほどの京都の建物でもそうですけども、耐震性とかで何とかしなきゃいけないのに、1センチも動かさないという、これは危険なままに放置するのか、それとも、どこまで、例えば今から大事なことは、特に文化財であればいろんな方が見に来てくれるわけですけども、それが危険なままでいいのか、それとも何らかの範囲までは資料保存にして、それで安全性を保つために何らかの補強をするのかという判断を誰がしていただけるのかを何か道筋を付けていただかないと、教育委員会だとか、市だとかという問題以前に、その辺がよく分からなくて、私としても随分昔、今までも苦労しておりますので、その点をちょっと御議論いただきたいと思います。

【山本会長】 えー、なかなか難しいですけどもね。いろいろ議論あるんですけども

も、本当に文化財の本質的な価値を、どちらにしろしっかり踏まえてその対応を考えると、いう手続がしっかりやれるような、そういう担保を、教育委員会のところに置いといてもなかなか今、難しい現状もあるように思いますので、教育委員会に置いといたとしても、今あるような御指摘がちゃんと保証されないと、保存も活用もできないわけですので、そのあたり、また、亀井委員、委員会で、特別部会で。出てきていらっしゃる首長さんのところはかなり経験を積んだところですので、一般自治体と同じように言えるかどうかというのも、ちょっとこれも難しいなと思いましたけど。

【亀井委員】 首長さんの発表を聞いていまして、やっぱりつぼは全部押さえていますよね。その上に立っていろいろ考えているということで、しかも、総合的に考えているということで、なかなか難しいなという気はいたします。

【山本会長】 また、10月30日の議論を踏まえまして、ここでも議論したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、二つ目の議事に入りたいと思います。基本計画策定時における都道府県の役割についてでございます。これにつきましては、かなり都道府県の役割を積極的に位置付けるべきではないかという御提案が10月3日の会議で多くございましたので、それを踏まえて事務局で整理していただいておりますので、それを御説明いただきたいと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、資料2番を御覧ください。資料2は第一次答申に向けた検討の課題ということで、都道府県の役割ということに記載しております。2回ほど前の会議で、地方公共団体、市町村が立てる基本計画という論点があった際に、この都道府県の役割については、その論点の中に含まれている形でございましたけれども、多くの御意見を頂きましたことから、改めて都道府県の役割について個別に抜き出したものにしております。

中間まとめでの記載、少し復習をさせていただきますと、市町村による基本計画の策定という（ア）の中に都道府県の役割ということで、都道府県は、基本計画を策定する市町村への指導助言や、小規模な市町村の計画策定への支援、広域での連携、研修の実施や人材育成などにおいて積極的な役割を果たすことが期待されるが、今後、都道府県と市町村の役割分担の在り方なども含め、引き続き検討が必要であるというような記載になっておりました。

次に、これまでの議論について、こちらにも簡略ではございますが、まとめをさせていただきました。この論点に関しても様々な方向性から御議論いただいております。

例えば一つ目ですけれども、今回それぞれの市町村で基本計画を作るということだが、財政的、人的な制約は非常に大きいということで、市町村と都道府県が相互補完をするということが重要なのではないかという御意見。

また、二つ目ですが、小規模な自治体において基本計画を策定することが困難な場合に、県と協力して計画を策定するといったような責務ということで、この御意見に関しては、県と協力をする、小規模な自治体の策定を支援するといったような御意見かと思います。

次の三つ目の御意見に関しては、都道府県にメッシュを粗くしたような第一次計画を作ってもらいたいということで、全国的に普及させるための戦略として、都道府県自体に第一次的な計画を作るといったような御意見。

また、その下ですが、都道府県が策定する計画ということに関しては、市町村とは総合把握の部分などはレベルは少し異なってくるということも想定されて、ベーシックなものを作るようなイメージではないか。

また、その下としては、ここまでは計画という表現でございましたけれども、県の関与の方法として、県が「方針」のようなもの策定することとしてはどうかというもの。

また、その下は、また実情といったような話ですけれども、都道府県の方では市町村の実情まではよく分からないところがあつて、都道府県が計画を作るのはなかなか難しいところもあると思う一方で、都道府県としては市町村の情報を持つておく必要があるという御意見。

また、類似の御意見ですが、防災対策という観点では、都道府県の方でその総合把握された文化財のリスト、こういったものはしっかりと把握をしておく必要があるのではないかという御意見もございました。

裏面にいつていただきまして、対応の方向性の（案）をたたき台として作らせていただいております。都道府県は、現状において大所高所からの支援を行っているということのみならず、地域の実情に応じて、市町村における文化財の行政に対して指導や助言、そして、援助、こういったことを幅広く行って積極的な役割を果たしていただいているというような現状があります。こういったことを踏まえまして、例えば都道府県におきましても、市町村が計画を策定する上で指針、参考となり得るような大綱的な方針ないしは計画、こういった類いのものを策定するということができることとすることが考えられるのではないか。

ということを記載した上でなのですが、その場合にも幾つか論点があるかなということ

を考えておりました、戦略的に日本全体を動かしていくということを考えた際に、都道府県と市町村がどのように役割分担をしていただくかという観点なのかなと思っておりますけれども、具体的には幾つか書き付けさせていただいております、まず一つは、基本的な制度設計ということですが、では、こういったような内容とすることが望ましいのかということかと思えます。

矢印の先は、これも事務局で頭の体操として書かせていただいたものなので、飽くまで参考なのですが、例えば都道府県としての文化財の保存・活用の取組の方針ですとか、保存・活用のための措置、これは市町村の中でも措置というのを入れておりますけれども、都道府県の場合は、例えば都道府県が事業主体となるような事項であるとか、都道府県が指定をしている文化財に関する事項、こういったことが中心となるのではないかと。また、都道府県の防災計画といったような、災害への対応の関係、それから、市町村による計画策定に対してどのように支援をするかという方針であるとか、計画が未策定の市町村に対する対応、また、関係部局と都道府県としての関係部局との連携の方策、こういったことなどは考え得るのかなということで、悩みながらここは記載をさせていただいております。

また、二つ目の論点ですが、計画策定の今回の大きな主眼の一つとして、未指定も含めて、まずは域内にある文化財を総合的に把握をして、現状を認識していただくということからスタートにしてはというようなこと、これは市町村が行うということを中心に想定をしてみましたが、都道府県の方で大綱的な方針なのか、計画なのか、これ、名称はいろいろ御議論ありますけれども、こういったものを策定いただくということにした場合、この総合把握という点をどのように捉えていくかということも論点かなというように考えております。これに関しましては、例えばですが、都道府県では、当該都道府県内の全域でしっかりと文化財の把握が適切に進むようにということで、計画の未策定の市町村に対して積極的な支援をしたり、それから、必要な情報の提供をしたりして情報共有をすることなどがあるのかなと、これに関しましても悩みながら記載をさせていただいております。

例えば具体的に総合把握をどのように行っていくかというイメージでございますけれども、市町村において取組をされるということで、その情報を把握する。また、市町村によって行われた総合把握、一つ目はその市町村がどのように取り組んでいくかといった方向性とか、取組の状況、それ自体の状況を把握するという。二つ目は、市町村が実際に行ったような総合把握をした文化財のリストみたいなものを情報集約したり、整理をした

りする、ないしはデータベース上に起こしていくとか、そういったようなイメージでござ
います。

また、三つ目としては、そういったことをしつつ、総合把握が進んでいない地域があれば、そういったところへ支援をする。必要な場合は、都道府県自身も人的な内容などで未
策定の自治体を支援するなどして、調査の実施自体も少し支援をしていくような検討をい
ただくということも想定してもよろしいのかなといったことを書いております。

これ以外にも、もしかしたら論点がかなりたくさんあるかもしれませんし、いずれにし
ましても、都道府県と市町村でお互いが見合って全然計画策定が進まないということにな
らないようにうまく連携をしていくということになるのかなと思いますので、様々論点、
ないしはここに書き上げられた論点に関しての御意見など頂戴できればと思っております。

【山本会長】 前回、市町村を超える問題につきまして、都道府県の役割ということで
積極的にいろいろな御提案とか、アイデアを出されましたので、それを踏まえて整理をし
ていただきましたが、さらに、今日のまとめを踏まえまして、御意見があればお出しいた
だきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【金野委員】 はい。ありがとうございます。

都道府県が役割を担うということは、法令に基づいて一定の効果があるということでは
ないといけない。例えば、都道府県が何か計画を策定するという制度設計になったときに、
それに基づいて法令の効果があるべきで、単に調査をしているとか、指導しているとかい
うことで、都道府県が役割を果たしていると本当に言えるのだろうかと思えます。

だから、ここに書いていただいているように、都道府県レベルで、未指定の文化財をメ
ッシュを粗くして把握をし、それについて何らかの効果を発現させる。それは前回申し上
げたように、例えばその保全措置を講じる手続を定めることであったり、建築基準法の適
用除外などを盛り込む。そういうことがなければ、一定の役割を果たしているということ
にならないんじゃないかと思えます。どのような制度設計になるかは、いろんな事情や制
約があるので、制度設計の仕方はいろいろあると思うんですが、ポイントはそういうとこ
ろにあるのではないかと、ということを申し上げておきたいと思えます。

【山本会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【原委員】 今の補助金の中での指定文化財管理のやり方のように、都道府県が文化財
の調査をする自治体に対して支援する事業を立ち上げたところに対して補助金をするって、
ちょっと二階屋根を積み上げるようなやり方なんですけれども、そういうやり方が一つの

方法かなとは思いますが。というのは、指定文化財管理の場合の補助金というのは、都道府県が個々の文化財の管理、防災に関してやろうと言ってきた個人に、団体に、所有者に対して補助金を出しますよという制度を作ったところで、東京都がやったところに対して、国が東京都に対して支援をしていただくというやり方なんですね。そうすると、その中のお金で、自分たちで、じゃあ、次はどこだ、ここだっていうのは、都道府県が考えて、それであっちだこっちだという所有者さんの必要性を鑑みて全体計画を立ててこうやりますので、これを文化庁さん支援してくださいという仕組みなんです。

同じようにして考えると、文化財の調査も、実は自治体というのは合併したりいろいろと、いろんな事情で合併したりとかしていて、必ずしも今までの歴史を受け継いだ自治体の線引きになってなくて、物によっては隣の市とやった方が調査になるなとか、あっち一緒にやっとならぬ方がいいなというものは、都道府県だと見えているはずなんです。それをこちらの市はやったんだけど、こっちは手挙げてくれないというと、全体を把握するということにはならなくて、結構難しいなと思っております。それが1点。要は、市町村境を超えた広域的な調査をやるためには、都道府県の力が必要なんじゃないかというのが一つ。

それから、もう一つは、やろうとすると、その自治体の財政状況だったり、あるいは職員の配置だったりという様々な問題があって、均一にできないときがあります。それに対して弱いところに対して、何らかの形で広域的な視野をもって援助するというのもできるようにするんじゃないかという点が2点目。

3点目は、防災のことなんですけれども、本当に防災が起こったときには、川向こうの隣の自治体に持っていかなくちゃならないことが起こるんじゃないかって思っているんです。そのときにはやはり都道府県の相互調整がどうしても必要になってくるかなと思っていて、その辺を全体把握するためにも、都道府県の役割っていうのは大きいんじゃないかなというふうに思います。なので、制度として、都道府県に対して、それを広域行政としてまとめる役を都道府県に対して支援するという仕組みがあるといいんじゃないかなと思いました。

【山本会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【岩崎委員】 原委員にお尋ねします。私は市町村が大変なので、基本計画の策定には都道府県の補助が不可欠と考えていたのですが、実は都道府県レベルの文化財も結構厳しいという話を聞きました。奈良とか、滋賀とか、京都あたりの文化財担当者は、建造物、

美術工芸品といった、比較的多様な専門家がそろっているが、それ以外の自治体はなかなか厳しいというようなことで、結局市町村を補完するのは難しいのではないかと。私は実態を知らなかったものですから、今お話のあったような方向でのバックアップは、都道府県レベルの文化財行政として可能と考えていいのでしょうか。

【山本会長】 どうぞ。

【原委員】 全くもって実情としては、多分都道府県によっては非常に、都道府県レベルの学芸員でさえ、全分野をそろえているわけではございませんので、苦しい部分は非常にあると思います。鶏が先か卵が先かという議論になっちゃうんですけども、市町村さんに全分野職員をそろえろということ自体はちょっとかなり夢また夢になってしまっていて、せめて、せめて私の願いでもあるんですが、というか、都に対する願いでもあるんですが、都道府県レベルは一通りの専門家をそろえる方向で体制整備をしていただければなって、私も当局側に日々お願いしているというのが実情です。

ただ、都ぐらいになってくると、原田先生に聞いた方がいいかもしれませんが、都ぐらいになってくると、まあ、分野、その専門家ではないかもしれないんですけども、やはりある程度の文化財的、科学的な思考を一生懸命身に付けている職員が出てくるので、たとえ違う分野のもの、突然近代史料と言われても、近世史料をやっていた人間でも、どうやってリストを作っていくか、あるいは突然無形文化財だ、映画を撮れなんていうふうに言われても、どうやってやっていくかということ自体は、自分で自ら文化庁へ通ったり、東文研へ行ったりということで情報を収集して、また近隣の大学の先生にお尋ねしながら、どうやって調査自体を組み上げていくかという能力を持っている職員がいることが望ましいかなと思って、東京都は努力しているところなんですけれども、たとえ違う分野だったとしても、調査を組み立て、実施し、まとめることができる力を持つということが多分都道府県の職員には求められているんだろうと思っています。

ただし、じゃ、そういう人間ばかりかっていうと、多分原田先生がそういう人間ばかりじゃなかったとは、そうでもなかったっておっしゃるんじゃないかなってちょっと思いますが、多分やはり十人十色ですので、私を含め、日々研さんしていかないとなかなか追いついていけないというのが実情だとは思っています。

お答えになっていますでしょうか。

【山本会長】 はい。じゃあ、原田委員、お願いします。

【原田委員】 2度もお話が、名前が出ましたので、今までのことをちょっとお話をした

いと思います。

最初の資料1の方の裏側の方の地方文化財審議会の必置を条件に移管を認めることについても関わってくることなんですけれども、今、原さんからお話のありましたように、東京都は、実は文化財審議会は充実している方の、一番充実していると言っていいかもしれないです。非常にスタッフが、都自体のスタッフも比較的多いですし、前々回に中核都市、それから、小さい都市のそういう担当する、携わっている職員の数ということが発表されましたけど、そういうのを鑑みても、やはり東京都は比較的充実している方だと思います。

それで、やっぱり地方、県によっても温度差があって、小規模ながら一生懸命やっているとところもあれば、必要最低限の審議会をやっているというところもあって、活用であるとか、保存の方までは余り重要視されてないということもこれまで多々見てまいりました。

実際に、話を戻すようなんですけれども、審議会のメンバーに関しては、それぞれの専門家の人たちの人材不足はやはり否めないと思います。実際私自身、何カ所か行って掛け持ちをしていますけれども、やはり出てくるメンバーがみんな知り合い同士ということも多いですし、そういう人たちがまた、ここに任期制の問題も書かれてありますけれども、やはり6年の任期、10年の任期、それから、3年の任期がありますけれども、大体においてはよほどのことがない限り、任期を継続していることが多くて、中にはもう20年やっている人もいたりするので、それだけ若返りをしたくても、新しい人材確保をしようとしても、特に小さい都市ではなかなかいい人が見つからないということなども現実に起きています。

また、都道府県の役割ですけれども、やはり同じように、今、申しあげましたように、比較的小規模な、小さいメンバーであっても非常によくやっているというところもありますし、全くやってないところもある。前々回、それはなぜメンバーになる人が少ないかという、専門家が少ないから必然的にどうも苦勞するというところもあるんですが、そのときにもお話をしましたように、県には博物館、それから、市にも博物館があったりすることがあって、そこに優秀な学芸員が何人もいらっしゃるんですね。その人たちが県の職員でもあるわけですから、なかなかそういう文化財審議会に参画することができないというのが実情であると、私はいつも思っているんです。彼、彼女がいてくれれば、この審議会、もっと専門家の、地元の専門家の意見としていい意見が聞けるのに、なぜ聞くことができないのかなと内心じくじたる思いをしたことも幾つかございました。

保存とか、物に直接、それぞれ地域、有形の方ですけれども、民俗も含めてですが、そういうところを見ると、自分の所属している県の実情を把握している人が多いのに、それ

を有効活用する手がないというのが今、ずうっと県と博物館関係施設、そういうところの問題点もあるのではないかなと思います。

どうすればいいかという、これからの先ですけれども、人材バンクのような専門家のことを、文化庁の伝統文化課、あるいは美術学芸課でもある程度把握していますので、そういうのは、国の援助、人的なそういう、紹介までではまずいかもしれませんが、そういう援助もすることは可能であるのではないかなと思います。常に文化財審議会のメンバーになる必要はないと思うんですけれども、意見を聴取するにはそういった人たちの専門家の意見というのは非常に重要ですので、それを聞きやすくするというのも考えた方がこれからはいいのではないかなという気がいたしました。

以上でございます。

【山本会長】 はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

第一義的には市町村がやるとしても、それをカバーする責任といたしましよかね、というものはしっかり都道府県に持ってもらおうというか、そのためにはいろんな具体的な方法、手段は、今、いろいろ御指摘にありましたように、いろいろ人材的なプールをすとか、いろんな形でもあり得るんじゃないかと思っておりますので、そういう形で整理をするというようにも必要かなと思っておりますけれども、いかがですか。

【金野委員】 都道府県の職員として人材をちゃんと採用して、フルスペックで確保しようというのは、なかなか難しい状況があると思うんですね。都道府県と市町村の役割分担の話をしているのですが、一方で官民連携の話もあるわけですから、民の人材も参画して、都道府県としてドリームチームを組むということであれば、ひとまとまりの専門家を用意できるんじゃないかと思えます。

例えば建造物の世界ですと、兵庫県では、ヘリテージマネジャーの人たちがもう何百人もおられて、各地域に張り付いています。だから、未指定文化財の中でのグレードワン、ツー、スリーを出しなさいという、出てくるんじゃないかなと思います。そういう形で取り組めば、人材不足も補えるというか、逆にそうあるべきではないかなと思うんですね。行政の職員がいて、審議会があつて、何かを審査するというのは、どちらかという規制側の動きなので、何かドリームチームがいて、それを活用するというアクティブなことに対して、モチベーションを持っている人たちが向かい合っているという組織作りも必要なのではないかと思えます。

【山本会長】 まあ、どちらにしても、市町村が協力してというか、あらゆるリソース

をやはり十分活用してカバーできるような制度設計にするということが、本当制度的にどういうふうに設計できるか、なかなか難しいところですけど、理念としてはその辺ではコンセンサスはあると思いますので、その辺はまたちょっと一ひねりしていただいて、文案化していただくということでいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今日の本題でございますが、個々の文化財の保存活用計画の問題でございます。これにつきましては、文化財の類型ごとに考え方が異なる部分がございますので、資料も類型ごとに作成していただいております。

例えば建造物と記念物については、これまで先行的に策定されてきた実績を基礎に、事務局で案を作っていただいております。それから、美術工芸品につきましては、美術工芸品ワーキングでの議論も踏まえて作成していただいておりますので、半田委員に後から御説明いただきたいと思っております。

それから、民俗文化財と無形文化財につきましては、鬼頭委員・齊藤委員・原田委員を中心にヒアリング等を重ねて案を作っていただいておりますので、これも担当されました鬼頭委員・齊藤委員・原田委員から補足的な御説明をしていただきたいと思っております。

それでは、事務局から、全体の資料、特に建造物・記念物までの資料につきまして、御報告ください。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。では、個々の文化財の保存活用計画関係で、資料3番関係になります。資料は枝番号になっていまして、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5まであります。全体としましては、資料3-1番が全体としての論点をまとめたもの、3-2番は建造物・記念物関係、3-3番は類型ごとにそれぞれどういった考え方があるかという資料、3-4番は、美術工芸品に関して、ワーキンググループで論点を整理したものの抜粋、3-5番が民俗、無形文化財に関してヒアリングをしていただいたという、その結果に関してまとめているものです。

私からは、資料3-1番、3-2番、3-3の途中まで御紹介をさせていただきます。

最初に、資料3-1番、お手元に御用意いただけますでしょうか。

資料3-1ですが、またこれも復習を兼ねてということでございますけれども、個々の文化財の保存活用計画に関して、中間まとめの時点でどのように記載をしていたかということ一度振り返りをさせていただきます。

中間まとめでの記載ですが、個々の文化財に関して、文化財の保存・活用の考え方を明確化し、文化財の適切な継承を図るというために、現在においても既に国で指定をしてい

る重要文化財建造物，史跡名勝天然記念物，こちらに関しては作成を推奨しています保存活用計画について一層推進しようということが書いてあります。このため，保存活用計画の法律上の位置付けであるとか，国・地方公共団体による関与の制度化，それから，所有者の方々が主体的・計画的に取組を促進するための方策，こういったことを検討していこうという内容になっておりました。

さらに，保存活用計画作成による効果としては，保存・活用の考え方や所有者の方々が主体的に行っていただけるような事項の範囲，こういったことを明確化する。それによって文化財の保存・管理の的確性を向上し，必要な諸手続を分かりやすくする。また，保存・活用のために必要な事項がどういったことであるのか，これが所有者の方だけではなく，地域や行政にとっても目に見えるような形とするということで，合意形成を図り，支援強化を期待することができるのではないかという議論でございました。

では，この計画の中にどのような事項を定めるべきかということに関しましては，基本的には，文化財の現状，それは所在地であるとか，所有者の方がどなたか，また，保存状況がどのような状況であるのか，こういったことに加えて，保存管理上，どういったことに留意をするか。また修理・活用の方針としてはどのようなことになっているか。こういったことが考えられるが，文化財の種類，性質，個々の文化財の置かれる状況，今後の整備・活用等の方針，こういったことによって違いが出てくるのではないかといたしましたので，今後，更に検討しましょうということでした。

例えば重要文化財建造物，史跡名勝天然記念物に関しては，先行して既に取組が始まっておりますので，こういったことを踏まえて検討を進めるといふこと。また，美術工芸品に関しても，その性質，種類に応じて物によっても異なるといったようなことをしっかり踏まえた上で，適切な管理であるとか，今後の保存，修復，活用を図る計画を示すということが望ましいのではないかといふこと。今後，検討を進めましょうといふこと。また，これ以外の種類の文化財類型に関しても，他の類型の取組も参考としつつ検討が必要であるというような形になっておりました。

計画の円滑な作成その他今後の論点として，円滑な作成ができるような国による原則的な考え方を示すような指針，裏面にいつていただきまして，こういったことが必要であるということですか，計画を誰が作成するのかという作成の主体，また，作成に対する支援の在り方，保存活用計画に基づいて所有者の方々が主体的・計画的に取組をするためにはどうしたらいいのかといったようなことも，今後，検討しましょうといったようなこと。

また、なおから始まる部分では、計画の期間中の相続税についての配慮といったことも必要ではないかという議論がございました。

ここまでが中間まとめで記載していた事項ということの復習でございました。

その先、事務局でも、それぞれの類型別の検討を進めさせていただきましたけれども、二つ目でございますが、個々の文化財の保存活用計画に関して、類型を横断するような論点というのも一定量ボリュームとしてあるのではないかと考えております。

それぞれの検討においては、それぞれの種類・性質に応じた精査ということにはなっておりますけれども、類型を横断する論点として、これは飽くまで例えばということだと思っておりますけれども、まず、例えばの一つ目、計画を策定する単位ということでございますが、基本的には、文化財指定1件当たり1計画ということが考えられますけれども、同一の所有者の方が多くお持ちになっている場合、ないしは重複指定されているといったような文化財の場合、これは全体としても一つの計画として整えていくといったようなことが適切性であるとか、合理性であるとかという面からいいのではないかと考えてられるかなと思います。

例えば同一の所有者の方が複数の美術工芸品を所有している場合であるとか、文化財建造物である社寺とその社寺所有の美術工芸品がある場合、ないしは重複指定ということでは、史跡指定された敷地の中に文化財建造物がある、重要文化財に指定された建造物の中に障壁画が美術工芸品として重要文化財指定されている、こういったような場合もあるのではないかと考えてございます。

また、論点としましては、これも例えばということですが、所有者の方が変更になった場合、どのような考え方があるかということでございます。所有者の方が変更になった場合には、管理状況であるとか、保管場所であるとか、そういったことも合わせて変わることが想定されますし、保存・活用の方針といったことも変わることも想定されますので、新たな所有者の方がどのように考えるかという意思が反映されることも必要ではありますが、一方で、保存や活用というのは、長期的な目線で考える事項でもございますので、作成された計画が新たな所有者の方にもできる限り継承していただくといったようなことをするために、どういう方策があり得るといっても含めて、どのような考え方があるかということです。

また、3点目、これも例えばでございますが、公表についての考え方ということで、見える化をして、地域とか、行政の皆さんとも共有するということではありますけれども、例

例えば個人所有の物への配慮，ないしは防犯的な内容が図面といったことも併せて記載され得るということを考えますと，通常は公表しない情報もありますので，こういったことも行く行くは考え方の整理が必要ではないかという横断的な論点があるかというふうに考察をさせていただきました。

次の資料に進みまして，資料3-2でございます。

この資料は，重要文化財建造物・史跡名勝天然記念物，これに関しましては，先行して既に取り組が進んでいるということでございますので，その進んでいる取組の状況について，簡易的に示したものでございます。時間の関係上，詳細については割愛をさせていただきますけれども，1番の中に鍵括弧で今の策定状況の数をお示ししております，例えば重要文化財（建造物）に関しては125件，史跡名勝天然記念物に関しては，史跡は454件，名勝は98件，天然記念物は61件といったような状況になっております。

また，その下に関連する根拠通知等というふうにしておりまして，この先行する取組，それぞれ実施する際にも，どういったことが必要かということ，整理をして進めております。例えば重要文化財（建造物）であれば，ここに点線の中に引用しておりますけれども，平成11年に通知が出ておりまして，その通知の中でも，重要文化財（建造物）保存活用計画の策定の指針ということで出ておりまして，策定の目的であるとか，計画の目的，それから，計画の策定の具体的なステップであるとか，計画の内容，こういったことに関してお示しをしております。

また，3ページを見ていただきますと，史跡名勝天然記念物に関しましても，史跡等・重要文化的景観マネジメントの支援事業報告書ということで，これにつきましても，過去の検討の中で報告書という形で具体的な計画がどのようにあるかということをおまとめしている資料があるというような状況になっております。

駆け足で済みませんが，資料3-3番を御紹介させていただきます。資料3-3，横向きのカラ刷りの資料になっております。

これ，それぞれの類型ごとにどういうことが考えられるかといったようなことを書いてございます。この資料に関しては，個々の文化財の保存活用計画の在り方，それぞれの類型を横並びということで，共通的な事項も何となく念頭に置きながら，各類型それぞれ特性を踏まえて考え方の方を整理させていただいた資料になっております。

それでは，早速ですが，1ページから御紹介をさせていただきますと，1ページが，まず，重要文化財の建造物でございます。策定の目的や策定のねらいといったところでございま

すけれども、これは、重要文化財建造物の現状であるとか、課題、こういったものを知りて把握をすること、そして、それを把握した上で保存・活用を図るためにどういったことが必要かということをも明確にするというものでございます。これによって所有者の方々が自主的に行っていただくべき事項の範囲、こういったことが明らかになるということとともに、活用をするというところの局面においては、文化財としての価値を損なうことのないよう守るべき事項は何かなど、こういったことを明確化するという趣旨でございます。そして、これらに関して所有者の方々、ないしは国、そして、都道府県、市町村という関係者が一同で合意形成を図っていくということによって、計画的な取組を可能とするというところに狙いがございます。

策定主体と策定支援者の考え方ですが、所有者ないしは管理団体が策定されるということの上に、国や地方公共団体が御指導・御助言申し上げることが想定されます。また、実際の運用におきましては、所有者の方々の依頼に応じて市町村において全面的にバックアップをするといったような運用の実態もあるというような状況でございます。

計画期間の考え方としましては、個々の文化財ごとに設定をすればしつつ、おおむね10年程度なのではないかというふうな考えておきまして、もちろん計画期間を超えるような将来にわたるような方針といったような、やや永続的な部分もあるのではないかというふうに思っているところです。

計画に記載すべき事項として、必ず記載すべきと考えられる事項は、アスタリスクを付しておりますけれども、基本的には、全体として文化財の基本情報、基本的な文化財が置かれている状況ですね。こういったことや計画の区域といったような概要的な部分、また、保存管理の状況、そして、方針、それから、管理・修理計画、こういったようなこと、環境保全に関しては方針、それから、防災、ないしは活用、これにしても方針であったりとか、具体的な計画、こういったこと、また、文化財保護に関する諸手続として、こういったような事項をする場合には、国に許可が必要であったり、届出が必要、ないしは市町村に相談をしていただく必要があるといったようなことを記載しております。

また、5番目ですけれども、国の認定の必要性、そして、国が計画を認定した場合にどのような制度的な効果があるかという点でございます。まず一つ目が国の認定の必要性に関する部分でございますけれども、活用に備えて修理を行う、耐震化を行うであるとか、皆さんに公開活用する場合に事前に整備をするといったようなことが含まれる場合には、その計画の中に現状変更の許可が必要な行為といったようなことも、該当するような場面が

あろうかと思しますので、そういった内容の適切性を文化庁としましても御確認をさせていただくというようなことは必要ではないかということで、国の認定すること自体は必須であるというふうに考えております。

下の三つ目は、計画を認定した場合、制度上どのような効果を及ぼすかということでございますが、計画の認定をするというプロセスにおいて、国でも内容を確認させていただくということになれば、認定計画に記載された事項に関しましては、その後の諸手続の弾力化というのも一定程度可能ではないか。これによって計画の実効性も向上し、円滑な保存・活用にも資するのではないかと考えております。

「具体的には」というところですが、計画において記載された現状変更等の行為に関して、国でも内容を確認して計画を認定するというプロセスになりますけれども、認定をされた場合には、当該行為許可手続、通常は個々個別に必要でありますけれども、認定をされた上で別個に許可申請も必要とするということではなく、届出といったようなことに代えるということが考えられないかということで、計画上に記載される行為の具体性に依りて、事前の届出を求めたり、事後の届出で良いとしたりといったようなことが考えられるのではないかと。

また、今の事項は許可事項でございましたけれども、続きまして、届出等の事項、所有者による修理については、国庫補助事業等を除きまして、個別に事前の届出というものを求めておりますけれども、その内容は保存活用計画上も記載されるということは考えられますので、手続上の整理、これも改めて検討する必要があるのではないかとということで、所有者の方々を目線からすれば、その計画の時点で国に認定をされていたものがあって、その後、しかし、個々個別にその許可事項といったこともございますと、その認定をされた場合に、個別の手続の場合と国の認定と、その相互の関係が分かりにくくなって、認定をされたんだけど、個別の許可は出なくて、結局計画は変更するといったようなことにならないような措置というのが一定程度必要ではないかということと、国としても、認定の段階でもしっかりとチェックをするということが必要なのではないかとこのところの視座に立って検討をしているものです。

で、少し今の五つ目が分かりにくかったと思しますので、次の2ページお開きいただきまして、少しグラフィックな資料を用意させていただきました。先ほどの計画認定による制度上の効果のイメージでございますけれども、これ、例示のための図面でございますので、実際とは全く異なるということは御留意いただければと思います。

赤枠の中で1と書いてありますけれども、例えばエレベーターを設置するために壁等の一部を撤去するという事で、具体的にこういう設計を行ってこういうことができているという事例がありました場合、下の青枠の中、1番ということで、あらかじめ現状変更等の内容を計画に記載をしていただくということができればということがありまして、水色の具体例でそういったことを書かせていただいております。この場合には、計画とは別個に添付書類のようなものも必要とすることにしまして、現在もその現状変更の許可の判断の際に用いるような情報に関しては、添付をしていただくなどして、例えば設計の資料とか、写真・見取り図であるとか、そういったものを国で計画認定時に確認ができれば、許可ではなく、届出ということにできるのではないかと。

また、マル2番、上の図に戻っていただいて、一部区画について、今ある壁を将来撤去または移設する可能性があるといったようなもの、このマル2番に関しては、下の方を見ていただきまして、文化財の本質的価値に支障のない範囲であれば、将来的に現状変更等が起こり得ることが予定されている場合、想定される行為と範囲、こういったものを記載していただいて、認定を受けた場合には、その範囲に関してのみ、許可から少し弾力的な運用ができないか。ただし、事前に届出をしていただくということで、具体例のところでも、例えば近代建築のような非常に大規模なもの、こういったものが活用しながら保存していくというような形式をした場合に、将来受付のカウンター部分を撤去する予定であるといったようなことを書いていただいて、計画の中で当該範囲が文化財の本質的価値の中でどういったような位置付けになるのかといったようなことや、将来予想される行為の内容を明確にさせていただいた上で、国でそれを判断できるという情報がこの中にあれば、そういったような運用が可能ではないかというものでございます。

続きまして、3ページ御覧いただきまして、史跡名勝天然記念物に関してでございます。これに関しましても、既に先行して取組が実施されている分野でございます。策定の目的や策定のねらい、これに関しては、先ほどの建造物との主な大きな違いは、史跡名勝天然記念物がかなり広範囲に及んだり、文化財の所有者ないしはその土地を持っている方々が多岐にわたるといったような場合も多いといったようなことで、文化財保護行政に関わる利害関係者の方々が組織的に取り組んでいくといったようなことのために、共通事項を明示し、そして、将来にわたる方針、こういったことを明らかにするというところでございます。

策定主体と策定支援者の考え方は、おおむね同じでございますけれども、管理団体、所有者が策定主体となるということ、また、主にはこの記念物の分野に関しましては、地方

公共団体が所有者ないしは管理団体として関わることを想定しておりますけれども、策定主体が市町村以外の場合には、国や地方公共団体が策定の支援をするといったようなことがあり得ること、また、地域の定めのないような野生動物等、所有者の方もいないといったような文化財もありますので、こういったものに関しても配慮が必要ということでございます。

計画期間に関しては、個別の文化財ごとに設定することとなろうかとは思いますが、おおむね5年程度ということで記載をしております。

また、計画に記載すべき事項でございますが、これもやはり文化財の基本的な状況、これに関しては記載する必要があると思っておりますが、その上で保存・管理・活用の今の状況や今後の方針、こういったことや、また、記念物に関しては、最後のポツですが、運営の体制、こういったことも明らかにしていく必要があるのではないかと。

また、5番目、国の認定の必要性や計画認定による制度上の効果ということでございますが、一つ目のポツ、国の認定の必要性に関しては、これは建造物と同様でして、例えば現状を変更するような行為が含まれ得ることがあり得ますので、国が認定をするという行為は必須ではないかというように思っております。また、二つ目のところですが、これも計画の認定プロセスの中で国が内容を確認させていただいた上で認定するということによることですので、認定された事項については、計画的に実施できるように国としても支援をしていくということが必要ではないかというものでございます。

具体的なものですが、1番と2番とありまして、史跡名勝天然記念物全体に関しましては、現状変更の行為やその区域、こういったものが特定をされた場合には、改めて認定をされた計画の中に記載されていること、改めて文化庁の許可申請ではなく、都道府県または市町村で許可をするといったようなことができることとしてはどうか。ただし、この場合、権限の委譲ということに関係してまいりますので、少し国だけで勝手に決めるわけにはいかないことになってまいりますので、地方公共団体にも丁寧な意見聴取ということは必要かと存じます。

また、二つ目、史跡名勝天然記念物全体というよりは、天然記念物に関してですけれども、例えば動物の一部捕獲であったり、植物・地質鉱物の採取、こういったことも実は現状変更に当たってくるんですけれども、こういったような行為を行うような範囲であるとか、期間であるとか、頻度、こういったことが計画の中で特定された場合には、個別の許可申請ということを少し合理化できないかということで、これも届出に変えてはどうかと

いうものになっております。

また、4ページ目、こちらに関しても、グラフィックな資料を少し用意させていただきましたけれども、まず、先ほど1番、2番で史跡名勝天然記念物全体と天然記念物とちょっと分けておりますので、4ページ目は、史跡及び名勝の部分でございますけれども、これ、図面は完全にイメージなんですけど、青いところとピンクのところがあって、例えば青いところの区域の中、しかも、具体的な行為まで限定をして特定することができた場合、当該行為に関する現状変更等の許可の権限を都道府県または市町村に移譲するということができないか。具体例のところ具体的に記載をしておりますけれども、例えば保存活用計画の中に道路上の交通標識、こういったことを記載するといったことが考えられるわけですけども、その場合にも文化庁が認定するに当たって確認を要する主な事項として、指定文化財に与える影響が軽微であるかどうかの御確認させていただくことや、具体的な行為の態様であるとか、地域、区域、こういったことがしっかりと特定をできるといったようなこと、その特定をした上で文化庁としての確認をさせていただくといったようなことが必要ではないかと考えております。

また、5ページへいっていただきまして、計画認定による制度上の効果のイメージ、これ、天然記念物の部分でございますけれども、地図が付いておりまして、魚類をイメージして聞いていただくと分かりやすいかと思うんですが、この川が流れておりまして、この濃い色で囲ってある部分について、生息域のうち、特に重要な部分に関しては、現状変更するというのが望ましくありませんので、基本的に現状変更しないという上で、その下の部分、濃く囲まれてない部分、文化財として価値を減じることなく行われる現状変更については、あらかじめ計画に記載し、国の認定を経た場合は手続を弾力化できないか。で、下に具体例、水色で書いておりますけれども、具体的にどういうことかということで、保存活用計画に保護増殖の結果として飼育・繁殖できたというような個体を、教育上の観点で、例えば学校教育等の中で一時捕獲をして勉強していこうといったようなことになった場合などに、指定文化財に与える影響は軽微であって、具体的な行為が特定をできているといったような場合には、少し手続的に弾力化も図ることによって、より計画的に取り組むことができるようにしてはどうかといったような内容でございます。

この先が、次は美術工芸品なんですけど、先に12ページだけちょっと見ていただけますでしょうか。私から説明する事項、ちょっとまとめて先に説明させていただきますと、今回各類型についての検討を進めておりますが、その場合に登録文化財の類型や町並みの指定

の種類、ゾーン指定である重要伝統的建造物群保存地区、それから、重要文化的景観、こういったことの取扱いについても、少しここで言及させていただいております。

まず1番、登録文化財に関しては、これは策定のねらいであるとか、計画の記載事項に関しては、基本的には文化財の、指定文化財と同様の内容との考え方の整理が可能ではないか。ただし、その計画の策定と認定によって届出事項を例えば合理化するといったようなことなどは今後考えられるのかなというように思います。

また、2番は、重要伝統的建造物群保存地区に関してですが、これは枠組みとしましては、市町村が条例によって定めて、国が重要なものを選定するという条例に根拠を置くような取組になっております。計画の策定に関しましては、端的に申し上げますと、既に制度化されておりまして、計画、国が選定をするという際に市町村の選定の申し出に基づいて選定をするんですけども、その際の必要事項として、保存計画の提出を求めています。保存計画も含めて申し出時の必要書類を確認しまして、国が選定するという仕組みになっておりますので、今回の他の類型が設けようとしている仕組みとは少しフェーズとか、趣旨というのは異なるかと思いますが、保存計画ということ自体は既に制度化されているというものになります。

計画の名称について、現行制度は保存計画とされておりますけれども、実際の中身としては、保存と活用、こういったこと表裏一体的に捉えて、しっかりと保存も活用もという面でバランスよく記載をいただいている例が多いということでございますので、他の類型の制度化の検討に併せてということだとは思いますが、計画の名称に関しては併せてもいいのではないかとこの論点はあるかなと思っております。

また、重要文化的景観に関しましても、条例に根拠を置くというようなこと、また、それに対して国が選定する仕組みであり、その中に保存計画というスキームが既に入っているという点に関しましては同様でございます。これに関しましても、他の類型の検討状況に併せて名称について改めて検討するといったようなことが加わってもいいのかなと思っております。

長くなりましたが、以上です。

【山本会長】 はい。それでは、引き続きまして、この資料の6ページに戻るのでしょうか。美術工芸品に関しまして、半田委員から御説明をお願いしますが、まあ、意見交換の中でもまた触れていただくことができると思いますので、ポイント五、六分でもよろしく願いいたします。

【半田委員】 はい。かしこまりました。

お手元の今の6ページ、美術工芸品については、ワーキンググループが張り出しているということで、その座長として御報告させていただきたいと思いますが、8月に取りまとめさせていただきました、参考資料6に入っております論点整理、あるいは本日資料3-4で付けさせていただいております論点整理の抜粋も御参照いただきながら、御説明させていただきたいと思います。

美術工芸品についての1番目、策定の目的や策定のねらい等につきましては、国指定の美術工芸品も約1万点あるわけでございますけれども、それぞれが御承知のように、脆弱な性質を持つものが多数あるという前提がございます。こうした文化財が持っている性質を踏まえた上で保存と活用を図るための長期的な展望として、現状を把握するとともに、将来的な課題を関係者間で理解共有することが非常に重要なことであると考えているところでございます。また、所有者が主体的・計画的に文化財の保存や日常的な維持管理について適切に対応ができるようにするために、今後の基本的な保存、修理、そして、活用を図ることができる計画を示すことが所蔵者等に対する支援につながるということを想定しています。

2番目の策定主体と策定支援者の考え方でございますけれども、保存活用計画については、所有者が策定をいたし、策定に当たっては国や地方公共団体が指導・助言、支援を行うことが望ましいと考えております。その際、さきの議論にもございましたけれども、地域にございます美術館、あるいは博物館の専門的人材が支援者となる体制を整えることが、現状の人材不足の中で必要な具体的な方策として検討に値するのではないかと考えているところでございます。

それから、3番目の計画期間の考え方につきましては、おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定して、計画期間を超える将来にわたる方針等についても記載可能とすべきと考えます。また、期間が終了した時点においては、記載内容を見直すことが望ましいと考えておるところでございます。

4番目の計画記載事項でございますけれども、対象となる文化財は、非常に多岐にわたる種類がございますけれども、基本的には文化財の基本情報、保存環境、日常管理の状況、それから、修理や活用の履歴・計画、留意事項等が、非常に重要な項目かと考えております。また、どのように活用されたのかの履歴、計画及び留意事項等も必須項目として入ってくるのではないかと考えています。いずれにいたしましても、必須項目以外にもそれぞれの

文化財に応じて追加資料を添付することを想定することを考えているところです。

5番目の国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果につきましては、ワーキンググループでの検討を踏まえまして、事務局とも調整を行ってきておりますけれども、策定した保存活用計画につきましては、建造物や記念物と同様の考え方の基で、美術工芸品につきましても、国の認定が必要と考えております。その認定の効果等につきましては、次のページに例も付けさせていただいておりますけれども、保存活用計画策定時に、例えば軸装であった作品の保存活用計画につきまして、その計画の中に、現状変更として額装仕立てにするということが決定されていて、その詳細な内容が保存活用計画に記載されていて、その保存活用計画が認定されている場合は、その後の手続として、許可ではなく、届出に代えることができるのではないかという例を示させていただいているところでございます。

併せて、所有者による修理等につきましては、前例と同じようになるんですけども、国庫の補助事業を除いて、個別に事前の届出を求めているものにつきましては、その内容が保存活用計画に記載された場合の手続上の簡素化について、ワーキンググループとしても引き続きの検討を行ってまいりたいと考えているところです。

簡単ですが、以上御説明させていただきました。

【山本会長】 ありがとうございます。それでは、無形文化財、それから、芸能、それから、無形文化財の工芸技術、民俗文化財の有形・無形につきまして、齊藤委員、原田委員、鬼頭委員から御説明をお願いいたしますが、五、六分あたりでポイントを御紹介いただければ有り難いと思います。じゃあ、齊藤委員からよろしくお願いいたします。

【齊藤委員】 ありがとうございます。お手元、横長の資料でいきますと、8ページ、9ページ、10ページ、11ページに関わる場所の報告というか、説明をこれから順番に分担してさせていただきます。

重要無形文化財、無形文化財と民俗文化財で、民俗文化財の場合は、形のある重要有形民俗文化財とお祭りや民俗芸能、民俗技術、無形に関わる部分が含まれております。先ほど今、御説明いただきました美術工芸品の場合は、ワーキンググループを設けられて、中が多様であるとか、特別な性質があることから、専門家グループの論点を整理した上で、それを踏まえた計画でしたけれども、今、申し上げました無形と民俗に関しては、そういうふうな状況ではなく、資料3-5にありますように、専門家の御意見を何う形でこの表をまとめてあります。

資料3-5には、お話を伺った先生方の一覧と、関係者の一覧と、2ページ目、3ページ目が

無形文化財の芸能，4ページ，5ページが工芸技術，6ページ，7ページが民俗文化財，最初に有形，後半が無形になっています。

それぞれ4種類の紙が出ているんですけども，共通しているところは，今，御説明をくださったこれまでの文化財は，必ず一番最後のところに，いわゆる許可制を届出制にするとか，一種の手続を簡単にするような効果があるんですけども，無形と民俗に関しては，届出制度までですので，許可制度がそもそもない。つまり，先ほども金野委員からありましたが，具体的に何か利点がなければ，保存活用計画，ちょっと進めにくいんじゃないかという御指摘もあったんですけど，そういう意味での利点はなかなかお示ししにくいのが共通しています。ただし，どの分野もこの保存活用計画は，無形も民俗も作るべきであろうというのが関係者の方々の意見でした。まとめて言ってしまいます。

それに関しては，資料3-1の保存活用計画作成による効果というところで，ここには手続が分かりやすくとか書いてありますけど，許可制を届出制にするとか，具体的には書いていないんですが，この効果のところに表されているようなことが無形も民俗文化財でもやはり期待できると。

で，芸能に関して申し上げれば，この保存継承計画を策定することによって，わざの継承内容や目標の再認識，これは，実は重要無形文化財各個認定保持者，人間国宝とか，保持者の方々自身が指定されているわざの伝承者ではあるんですけども，国はどういう観点から自分たちを保持者にしたのかというのがだんだん認識が薄れていくというか，話を聞いていると，とても大事な役割を担っているんだというふうに選ばれたという意識はあるんですけど，じゃあ，具体的にどんなことが期待されているんだろう。それは文化庁側も常に伝承事業，国庫補助金事業を通じて，わざを伝えてくださいということを言っているんですけども，それをこの計画を保持者自身が作ることで，それを再認識してもらう効果が大きいと。

で，もう一つ，二つに共通しているのは，できれば，この保存活用計画，ほかのところは分かりませんが，「ねばならない」ではなくて，作ることができる規定が望ましいんじゃないかという御指摘がこの意見の中にありました。ページ数で言えば，資料3-5の3ページの重要無形文化財（芸能）の保持者の団体の関係者からの御意見で，計画策定は「できる」規定が望ましいと。これはお話を伺っていると，直ちにこちらが期待しているような保存活用計画を事務的に作っていくのは大変かもしれない。それと，歌舞伎にしろ，能にしろ，芸能の場合，能楽，重要無形文化財能楽が指定されていますけれども，それに関

わる1,400名ぐらいの全員が保持者ではなくて、そのうちの3分の1程度が保持者である。策定主体は重要無形文化財保持者の団体を想定すると、富士山で言えば、上の方の人たちだけが全体を見た計画を出せるかっていう、そうすれば、全体にも意見を聞く必要が出てくるんじゃないか。そういうふうなこともあって、必ず作らなければいけない規定は合わないかもしれないという御意見がありました。

ただ、横表にはそういうことは書かれていません。芸能だけで言えば、策定主体は人間国宝と呼ばれる個人、それから、総合認定の保持者の団体、伝統組踊保存会とか、そういう人たちが策定主体になって、策定に当たっては、関係する都道府県、市区町村、国も入りますけど、支援をしたい。そのほか外部有識者等の指導・助言も得ることができると。ここに外部有識者が加わっていただくことで、その方々に対しても重要無形文化財のこの制度をまた見直していただく機会にもなる。人がいないという話でしたけれども、仕事が何かあれば人は育つだろうと思う。それと、ちょっと後もほぼ準じていますけれども、できれば、この計画を策定することについて何らかの助成があると助かるという御意見が共通していました。

あと、残りの方々の御報告もありますので、芸能の方はここまでにさせていただきます。ありがとうございます。

【山本会長】 はい。ありがとうございます。それでは、無形文化財、工芸技術について、原田委員、よろしく願いいたします。

【原田委員】 私の方は、今の資料3-3の9ページ、それから、資料3-5のそれぞれの有識者、あるいは関係者からの意見というのが3-5の4ページと5ページに特にまとまってございますので、それぞれの御意見のところはそれをまた御覧いただきたいと思いますが、時間が短いので、重要な点だけを今日はお話をしたいと思います。

工芸技術は、今、齊藤委員からお話のように、芸能と同じように、各個認定と団体認定がございます。現在、国の団体認定は16件ほどございますが、ここでやはり注意していただきたいのは、各個認定は個人であって、どこにでも住める、そして、必ず亡くなってしまうという大きな要素がございます。同じ各個認定でも、今、お話のありました芸能はわざが披露する場が実は比較的多くて、劇場であるとか、能楽堂であるとか、そういった場もあって、広く一応普及する場があるのに対して、工芸は、普及、つまり、知ってもらえることが非常に難しいということがございます。

それから、ここに今回多く使われている保存・活用という言葉がしばしば出てまいりま

すが、活用という言葉がこの各個認定の人たちについては、適切かどうかということも問題があるのではないかという意見がございました。それでも、これを活用というか、普及という言葉に少し置き換えてみた場合は、広く知ってもらおうということに関していうならば、この策定すべき理由ということもやはり認められるのではないかなという意見が出てまいりました。

そして、今、齊藤委員からありましたように、こういった特に気をつけなければならないのは、様々な理由により策定が、特に個人の、個別の場合は困難が生じていることもございますので、保存継承計画の策定にはできる規定としてほしいという意見がございました。

それから、今、申し上げましたように、死亡とか、廃業という言葉もございますので、計画変更というのは、特にもうこの工芸技術の場合は、計画変更というのは出てくる場合もありますので、そういったようなこともありますので、各個認定の方には、策定主体に過度の負担がかからないような配慮が特に必要ではないかという意見がございました。

もちろんそれには各個認定技術保持者も当然団体と同様に入るべきであります。これについても、実際に計画を作るときはそれを支援するものが必要である。具体的には、今回、先ほどいつも出てきていますように、地方公共団体、あるいは地域の博物館、そして、研究機関、あるいは大学など、そういった広範囲の有識者からそういった策定に当たりまして、意見を求め、また、支援、協力を仰ぐことが必要ではないかということが出てまいります。

それから、保存継承計画には将来的なビジョンや現在の課題なども記載できる方がいいのではないかという意見も出ました。それはなぜかといいますと、工芸技術には、わざわざではなくて、それに使う道具、そういったようなものもどうしても避けては通れない道であります。保存活用計画のところの4番目のところ、計画記載のところの特にポチ4のところには保存継承計画、この中には伝承者養成だけではなくて、原材料・用具の確保、それから、これが特に重要であります。そして、それに伴って普及教育活動があるわけですが、これは先ほど申し上げました広く一般への技術の普及教育活動、いわゆる知ってもらおうということが、この工芸技術の場合については非常に重要なことであると考えております。

また、もとに戻りまして、1の策定の目的や策定のねらい等、これは、先ほど言いましたように、できる規定にさせていただきたいというふうに。実際のこれらを作ったときの運用

は、義務化とされると、無形の人たちというのは、意外に年を正直言って召された方が、70を超えている方も多々いらっしゃいますので、余りそれを厳密化すると、余計彼らにとって非常に国からの圧迫が強くて、それぞれの仕事に支障が出るというようなことも出てまいりますので、その運用に当たっては非常に注意が必要であるということ。

それから、2番目の策定主体と策定支援者の考え方ですが、これは先ほどお話ししたとおりですので、地方公共団体の支援、あるいはそれに加えて大学だとか、そういった機関の助言、そういったようなものも必要だと。

それから、計画期間の問題ですけれども、これはわざと人に関わることで、一応5年を、程度とありましたけれど、5年以上を想定し、個別の文化財ごとに設定していったら、いわゆる少しファジーなところもあって、年期限については少し曖昧なところもあってもいいのではないかなと思われま。

それから、4番目の計画記載事項ですが、これは、ほかの団体と、芸能なんかとも結構ダブってくることもありますけれども、先ほどお話し申し上げました、保存継承計画がほかとは若干違うような気がいたします。

それから、国の認定の必要性、これについてもやはり、内容については文化庁としても確認し、共有する観点から、国が関与する仕組みは非常に重要であるということ、これは、無形の場合は、工芸技術の場合は日本全国にわたっていますので、それぞれ各地方の公共団体に指定した後は全て任せるといっわけにはいかないでありますし、補助金の問題もありますので、国が常に関与していただきたいということでございます。

以上でございます。

【山本会長】 はい、ありがとうございます。それでは、最後、民俗文化財の有形・無形につきまして、鬼頭委員、よろしく申し上げます。

【鬼頭委員】 すみません。重要有形民俗文化財と重要無形民俗文化財についての策定についての説明になります。

資料3-3の10と11ページ、3-5の6ページ、7ページになりますので、よろしくお願いたします。それで、基本的には齊藤委員、原田委員の資料と同じになりますけれども、策定の目的というのが、やはり民間に伝えられているものが主になりますので、非常に細かくなっているのが一つの特色かと思えます。それで、有形と無形になるわけですけれども、有形の方でも、無形の部分に関わる場所がありますので、そういうところを踏まえて、策定を考えていかなければと思っております。

それで、策定のねらいのところで、有形のところですけども、文面には書かれていませんが、そのものの多くは過去に使用されたものということですので、それがどのように使われたということも伝承していくことが大事かと思うわけです。それで、その計画の4番のところに続けていくと、最後に教育の目的でそういうことが理解することができるのではないかなというようにも付け加えていきたいと思っております。

そして、そういうことは、物が、要するに後世への使われた理解が、どのように大切かということ伝えるということが指定をした一つの理由だと思うんですね。それで、指定されていても、もう今、どのように使われたかというのが本当に分からなくなっているものが民具とか、そういう中には多いわけですね。ですから、そういう中でそれがどのように使われたかということが、教育で利用されることによって、過去に使ったことのあるおじいちゃんとか、おばあちゃんとか、家族の会話の中でそういうことが教育として活用されないかということが一つ想定されます。そうすることによって、地域の文化を知ることにもなりますし、ひいては、いろいろな過去の実績も理解できるのではないかなと期待したいわけです。

そして、それを実行するときの一つ代替化ということを考え、要するに、コピーですね。コピーを使って利用する。すなわち、有形の民俗文化財そのものを使うということは破壊につながることも考えられますので、代用品を作ることにより、それを使うことも伝承できないかということ想定しているわけですね。その代替化については、その作られている材質を、それを使うということも一つ大きな意義があるのではないかと考えているわけです。ということは、使われたことを再現することによって、作られた技術をも保存できないかということも、その裏を考えることによって、いろいろな技術伝承にもつながると思いますので、無形の文化財でも用具を国の補助で修理とか、復元、新調することもあるわけですけども、そういうことにもつながるわけですね。それはどういうことかということ、国の補助により次世代へと技術の伝承がつけられる。要するに、仕事が恒久的に存在することによって、生活の基盤が安定しその技術伝承をも考える必要があるということですね。それは無形の山・鉾・屋台行事の仕事にも関係してくると思いますので、これは非常に今後検討していただきたいと思っております。それと、要するに、文化財ということ再認識することによって、人々が支えようとする現状認識をするということが大きく影響するのではないかなと思うわけですね。

有形に関しましては、所蔵が地方自治体というところが非常に多いわけですけども、

無形になりますと、本当に地域の保存会に携わる人たちが大きくなってきているわけです。となりますと、極端な例えになってしまいますが、いろいろな作業とか、書類とかを全く作成したことのないおじいちゃん、おばあちゃん、特におじいちゃんが多いかと思うんですが、そういうときには地方自治体のサポートが必要になってくるわけですね。ですから、計画記載事項も非常に細かい記載が多くなっているのも、この重要有形民俗文化財と重要無形民俗文化財の一つの特色になっています。両者とも外部有識者などの指導・助言を得ることによって、それが円滑に地域の役所の係の者、例えば学芸員なんかにも大きく影響するかと思うわけですが、民俗の学芸員がいる所はほとんどないわけです。ですから、そういったところへの人的支援ということで、民俗の学芸員を増やしていただくということが一番望ましいわけで、今後、非常に期待されます。そういうときに地域の伝承者に寄り添い、そういう策定をいろいろと支援できる人材を求められるというのが、一つの今後の望むべき姿ではないでしょうか。

そういうことで、非常に大きな問題があるわけですが、こういうような目標を立てながら、円滑に民俗文化財等の保護を行っていく施策を考えているわけです。すなわち、保存もそうなんですけれども、と活用を行いながら、次への伝承をまず目的に行っていないと、特に無形の場合は人がいなくなるところのものが、多く国の指定になっているものが非常に多いわけですね。ですから、限界集落という言葉が一時期はやりましたが、もう村が限界ではなくって、村がなくなるところまでなっているところでの伝承もありますので、そういうところに対してどのように国が手を差し伸べるかというようなことも非常に期待される場所だと思いますので、このところは非常に民俗文化財としては見逃せない場所だと思っています。

そういうところで計画記載事項の数が多いということもあるわけですが、一つ一つ民俗文化財の有形・無形、それぞれ地域の大切な財産ですので、それを地域の特色として活性化をし、活用し、保存しながら伝承していくということが一つの文化財保護のあるべき姿ではないかと思うわけです。しかし、人がいなければこういうものは保存・活用できませんので、そういうところで行政がサポートを行いながら進めていかないと、本当に地域の芸能とか、お祭りというのは減びてしまうものが非常に多いわけですね。

それと、あと一つ、毎年行われるお祭りはまだいいわけですが、3年なり、7年なり、物によっては20年に1回というようなものもありますので、そういうものの伝承計画というもの、一つ行政が先を見据えた指導を行いながら、計画を立てて実施するということ

が求められるべき姿だと思いますが、それを采配できる実質的な指導者がいないというのが現状ですし、それを行うにも、継続的にその地域にそういう有形・無形の民俗文化財を指導していく人がいないというのも、大きなネックになっておりますので、今後、国の支援としてそういうところが求められるべき姿だと思っております。

以上です。

【山本会長】 はい。ありがとうございました。

それでは、多岐にわたる論点あろうかと思っておりますので、どしどし御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

かなり専門的な見地から、留意事項につきまして詳細に挙げていただいておりますけれども、いかがでしょうか。じゃあ、岩崎委員、どうぞ。

【岩崎委員】 美術工芸品について、ワーキンググループの報告書は、全体として専門の先生方が慎重に検討を重ねられたものが出てきているなという印象を持っています。その上で、個別の資料に関わる保存活用計画について少し気になったこととお話したいと思います。

まず、この保存活用計画自体は、災害時などの文化財の把握にも非常に有効だと思いますので、着実に進めていけるといいと思います。

また、京都では文化財の過度な公開というのを目にするのがありまして、そういうことにブレーキをかける、文化財というのはルールにのっとった利用が、将来にわたって使っていくためには必要なですよというような、そういう意識を呼び起こすのにも、この保存活用計画は有効ではないかと期待しています。

そういう前提で、まず、この6枚目のねらい等の中に、建造物で掲げてある項目、活用に当たり価値を損なうことのないよう、守るべき事項を明確化、という項目を入れていただきたいと思います。

それから、ルールにのっとった利用ということに関して、4番目の計画記載事項の中に修理、それから、活用の履歴・計画、そして、留意事項というのが挙げてあります。ここに亀井先生の東文研とか、紙、絹の史料ですと装演師連盟、それから、仏像ですと美術院といった選定保存技術保存団体の意見書を付けることを条件にすることを提案したいと思います。これにより一つ一つの資料の性格に即した適切な保存活用計画が可能になるのではないかと思います。

それから、活用計画に関わって、公開するツールを持っていない所蔵者に活用の計画が

作れるのかという点に疑問を持っています。何を心配しているかというところ、そういうところで立てられた活用計画が博物館等が借用して展示するといった活動を逆に制約するような場合も想定されるので、その点検討の余地があると思いました。

最後に資料3-1の2ページ目、計画を策定する単位について、ここの趣旨は、同一の所有者が複数の美術工芸品を所有している場合は、全体をまとめて一つの計画でもかまわないということとも読めますが、美術工芸品は一点一点性質も状態も異なるので、一つにまとめるというのは問題があると思いました。

以上です。

【山本会長】 はい。ありがとうございました。更にいかがでしょうか。はい。

【中川委員】 3-3の2ページについてです。計画の中に現状変更のことを書いておけば、あらかじめの認可のようなことができます。確かにこれは、活用計画を作ってもら、ある種のインセンティブみたいなものにもなるのかなとは思いますが。

で、1番については、これはもう設計図ができているというような例ですから、今やっている現状変更の認可というものを前倒しして行うということで、これはあり得るのかなと思います。問題はやはり2番だと思います。

2番については、恐らくお考えになったときも相当悩まれたと思うんですけども、10年間の期間設定がされていますが、将来的にということになると、どうしても具体性を欠くことにはなりますよね。どうしても抽象的になるだろうし、その範囲の幅も広がってしまいますよね。で、そういうものをあらかじめ認可するようなことができるのかということなんです。

それから、もう一つあって、こういう建造物の場合、基本的に、大きなものはともかく、中小規模のものは、所有者が変更されて、いわゆるコンバージョン、用途変更が行われるということが一般的なわけです。そうなったときに、課題として挙げられていた、所有者が変わったときのこの計画をどうするのかということが問われます。恐らくはこういう建造物に関しては、所有者が変われば、どういう用途に使うのかについて、その計画も書き直してもらわなければならないと思うんですよね。

そうであれば、何も2番は、設ける必要はないのではないかと。つまり、所有者が変わったら、こういう使い方をしたいのでということで、新たな計画を出してもらえばいいのであって、それは1番で済むわけですね。なので、この将来的に、2番を作る意味がちょっと分かりにくいという気がしました。

【山本会長】 はい。ありがとうございます。今の点について何か想定されたことありますか。今の、よろしいですか。いかがですか、事務局は。いいですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 そうですね。今の中川委員の御発言いただきましたとおり、2番を少し悩んでいるというのはちょっとと言える感じになっておりまして、多分1番はおっしゃるとおりでして、前倒しにするということなんですね。ただ、建造物で特に大規模なものなどで、マル1番まで進んでいるものが必ずしもそんなに計画策定段階でどこまでできているかというものも、ちょっと物によっても違うのかなという話もありまして、そうやってまいりますと、計画的な取り組みの推進ということなので、計画的にやれるためにどうしたらいいかということを少し検討した際に、支障のない本質的価値というものが何なのかということはもちろん前提になって、そこがむしろ大変重要な論点なんですけれども、そういったところに支障のない範囲に関して、くくり出すことができるのであれば、そういったものに関して、許可でもなく、事前の届出というような仕組みにすれば、施工されるよりも前に拝見することができるのではないかなという議論がありまして、このような形になっているというのが今の資料の状況ですが、いろいろな工夫があり得るのかなというふうには思っております。

【山本会長】 更にいかがでしょうか。はい、亀井委員、どうぞ。

【亀井委員】 1点、各計画のその計画期間ですけれども、5年というのが非常に多いんですが、現実的に複数の物件を持っている方が計画を立てるとね、毎年のようにその計画を作成して、また見直さなきゃならないというような現実になるんじゃないかなという気が、そこはちょっと危惧されます。

というのは、私ども、独立行政法人、5年ごとの見直しというのをやっているんですけどね。あっという間に5年たつんですね。特に、齢を重ねますと日々の月日の流れがすごく早く、去年やったのにまたやるのかというような感じの印象を持つことが多いわけです。それがいいのかどうか、特に美術工芸品を複数持っている方というのはちょっと大変になるんじゃないかな。物件によって個別になりますからね。その辺が同時にできる能力のあるところはいいんですけど、一つ一つこなしていかなきゃならない地方のお寺さんとか、そういうのはなかなか大変だなと思います。そういう場合には自治体がどこまでカバーできるかと。自治体も、管下にたくさんのものであれば、一遍にどっとはできないですから、やっぱり大量動員してやらなきゃいけない。そのために自治体職員だけではだめで、それをサポートする方々、NPOであったり、何か外部の力をかりるというような、日本列島、も

のすごく忙しくなるんじゃないかなという気がいたします。

ただ、無形の場合は高齢者が非常に多いということで、あんまり10年、20年とやると忘れちゃったよということになりますので、5年というのは適当かなと思います。ただ、その場合、やはり自分たちの持っている文化財がどういう価値があって、何をしなきゃならないか、何を伝承しなきゃいけないかというのは、再認識されるという意味では、こういう計画のできる規定ではありますけど、できるだけ義務化するような形でいった方が地域に残るインパクトとしては、強いものになるんじゃないかなということがあります。

以上です。

【山本会長】 ありがとうございます。机上で考えるのは本当にできるんですけど、実際やるとなると本当に大変ですね。更にいかがでしょうか。じゃあ、金野さん、原さんと続いて。

【金野委員】 済みません。ちょっとまた基本的な質問ですが、これ、個別の保存活用計画の話ですよ。基本計画とはどうつながることになっていたんですって？

【菅野伝統文化課課長補佐】 基本計画の仕組みとその個別計画の仕組み、それぞれまだちょっと全体としてどうなるかというのは、中間まとめの時点でそれぞれ曖昧だったところがあるので、議論を積み上げてから、また連携というのは考えた方がいいとは思いますが、恐らく、特に地域において中核的な文化財、特にそういったものに関しては、個別の計画の方がより具体的になっていくと思いますので、個別の計画があった方が地域の計画も考えやすいところもありますが、逆にそれはどちらが鶏か卵かというのは、ちょっとまだこれからの検討かなと思います。

【金野委員】 はい、ありがとうございます。実は、議題1のところから、ちょっと今日は悶々としているところがあって、中川委員が京都の例を出されて、活用のあり方が問われるという話をされました。同じような話で、神戸あたりでも、新しいマンションを建てるのに古い文化財を壊して、外壁を残しておいて張り付けたもので、それを文化財に住もうといった売り出し方をされているんですけども、保存も活用もできてないですよ。まあ、活用できているのかもしれないね、ある意味ね。で、そういう活用ということになるわけです。

確かに活用そのものがうまく出来ていない。主に未指定文化財の建造物、古民家などですが、登録文化財でもそうです。ひどい活用事例が多いので、そういうものを見ると、やっぱり活用しなきゃいけないという議論になってくると思うんですね。これは時代が活用に

今、変わろうとしているばかりで、良い事例もあるけど、悪い事例もたくさんあるという事柄がありますので、こういう保存活用計画の中ですばらしい活用はこうだというものどんどん示されていくということは非常に重要なことではないかと思います。実際に良い活用事例が社会に蓄積することが重要なので、積極的に進めたらいいと思っております。

それで、さらに、今日御説明いただいた芸能とか、工芸技術とか、民俗文化財もそうだと思うんですけど、人間に関わる人的な文化財というのがあって、その人がいないと守れないっていう文化財の継承の話がありますよね。そういう文化財も私は活用できると思うんですね。人を活用すると、失礼になるので、そういう言葉を使っちゃいけないと思うんですけど、その人の技術というものを活用するということはあると思うのです。

で、申し上げたいのは、計画主体のことです。建造物などもそうですが、属人的な文化財に関しても、基本的に保有、保持している方か、保護団体か、若しくは自治体などが計画主体ということになっているのですが、活用事業者も、その計画策定主体になり得ると思います。昨日、奥能登に行ってたのですが、キリコのお祭りを各集落でやっているわけですね。私が行った村では体育館に展示してありました。観光客にそれを、お祭りの日じゃないんですよ、その場で実際に触って担いでもらう、ということがすごく人気らしい。だけど、その集落は本当のお祭りの日には繰り出すだけの力がもうありません、もう人がいないから。だから、基本計画と連携してそういう村を再生して、お祭りの再生がゴールだというようなプランを立てることは可能だし、逆にそういう個別の文化財であるキリコを活用するということで人を呼び込んで、移住、定住者を増やし、集落を再生するというようなプランニングも可能なんですね。

だから、計画主体にその活用主体というものを入れる。一步下がって、提案ができるということを制度体系としては入れるべきではないかなと、こういうふうに思います。

【山本会長】 はい、ありがとうございます。じゃあ、原さん、どうぞ。

【高橋伝統文化課長】 済みません。

【原委員】 いえいえ、どうぞ。

【高橋伝統文化課長】 今の関係で最初の御質問にもちょっと関連してくるんですけど、基本計画とこの保存活用計画の関係というのに関連してくるんですけども、基本計画というのは飽くまで自治体が、市町村が作るということなので、言ってみれば、域内にある文化財を把握するというのが主眼ではあるんですけど、それらを使ってどういう取組をするか、どういう保存をとるかとか、あるいは活用してどういうことをやっていくかという

ことを具体的に書いてもらうということになるわけです。それで、その仕組みの中に、これまで御議論いただいていたけれども、民間法人を活用するということを検討してはどうかと思っていてまして、その中で、今、金野委員が言われたように、お祭りならお祭りを使ってこんなことをやったらどうかというようなことを提案する団体等を市町村が指定をして、どんどんやっていってもらおうということになろうかと思えます。

その中で、具体の、例えばお祭りならお祭りについて、じゃあ、あとは、保存活用計画でどういうことを、せっかく地域振興なりにも関係するお祭りなどを途絶えさせないように、ここもきちんと継承していくようにどういうことをやっていくかということ、個別に、お祭りについての保存継承計画の中に書き込んでいくと。そんな関係になるのかなと思っていてまして、結局両方の計画が相まって、金野委員が言われたようなことが取り組まれていくのかなというふうに思っていますけども。

【山本会長】 齊藤委員、関連してでしょうかね。じゃあ、関連して、齊藤委員。

【齊藤委員】 よろしいですか。

活用主体を策定者に入れるというのは、そもそも発想が違うなと思うんです。個々の方です。総合の方はいろんな人の協力を得るべきだけど、建造物とか、技術工芸品も活用主体が策定者になれるのならば、その責任と義務はどうなるんですか。活用すればいいというだけを想定しておられるんですか。御提案はとっても前向きでいいと思うんですけど、策定者じゃなくて、協力をしてくださる方としては期待すべきだと思うんですけど、ちょっと不安に感じました。済みません。

【金野委員】 はい。本当にその意見はよくわかります。だから、活用というものが何かということですね。きちっとした活用事業者が世の中に少ないので、信用されていないわけなんです。だから、その活用事業者は文化財の価値を最大限守るということを前提としてやる活用者であれば、策定主体になり得るのではないかと思います。思いますが、一歩引いて、こういう活用ができますという提案をするのは、何ら問題はないのではないかなんと思っている次第です。

【齊藤委員】 続けていいですか。

【金野委員】 はい。

【齊藤委員】 文化庁が既になさっている事業で、地域……。うん、何だっけ。伝統文化を活かした地域活性化事業、あれって、物すごい実績ありますよね、今まで。あれ、実際に拝見していると、いろんな企業体が提案しておられるんで、自治体に。それがそのま

ま地域の計画として上がってきたりして。で、必ずしも、おっしゃるとおり、厳密に配慮されているとはちょっと見えないものも上がっているんです。確かに効果はあるかもしれない。でも、地域の人たちが主体になってほしいんですね、それを判断するのも。

【金野委員】 はい、よく分かります。そういうものは認定されなければいいですね。

【齊藤委員】 そうですね。

【山本会長】 はい。じゃ、原さん、どうぞ。

【原委員】 この次にちょっと違うことを言いたいんで、その前に一言で。

やっぱり基本計画は正に活用のことも含めて、文化財の保存継承と活用を全体として総合的にどう考えていくかという基本理念が示されるべきのもので、じゃあ、その個別の文化財はどうやって取り扱っていったらいいのかという取扱い説明書を作るというふうに思っていただけじゃいいんじゃないかなと思います。

正に活用しているところで、皆さんもそこは合意していると思うんですけども、本質的価値、文化財の本質的価値が失われてしまうような活用のあり方はないという話はずっと出てきた中で、じゃあ、どういう取扱いをすれば、文化財的な保存、本質的価値を失わずに取り扱えるのかということを確認するのが保存活用計画、個別の保存活用計画というふうに思っていたら、金野さんも御理解いただけるんじゃないかなと思います。それにのっとった形で活用できるんだとしたら、何でもやってもいただければなというふうに思って、現場サイドではいつも保存活用計画を作っているというのが実態です。

じゃあ、私の方のちょっとこの資料の方の話をさせていただきます。

資料3-1なんですけれども、ちょっとね、私も自己反省なんですけれども、1の（保存活用計画作成の効果）、私自身もいつも反省しているところなんですけど、1行目の「保存・活用の考え方や所有者等の主体的に行うことができる範囲が明確となること」という言い方をこのまんま国民、都民、市民に出しちゃいますと、何だ、文化庁は、文化財をやはり牛耳っているなという感じに、「ことのできる」という言い方をされちゃうと、所有者はちょっとかちんてきちゃうんじゃないかなという心配があります。少なくとも「主体的に行う範囲が明確となる」でも通じる話であって、あなたたちだったら、ここまでできますよみたいな雰囲気にとられかねないかなという心配をちょっと私、しまして、ここはちょっと「ことのできる」というのを消した方がいいかなってちょっと思いました。

それで、それを踏まえて考えると、先ほど齊藤委員の方からもお話があったように、私が民俗系の、あるいは無形系の文化財をやっていく中で、うちの審議委員の先生から一つ

注文が出たことがありますして、それは、民俗系、無形系の人たちが、自分たち、文化財に指定されたにもかかわらず、何を行政が支援して下さるのがよく分からないという言い方があるんです。そういうことを考えると、あるいは私どもがそれを、行ってこういう補助金があるんですよって一生懸命説明しますと、それは自分たちでできているんだってという言い方も出てきちゃったりして、なかなか補助金を申請する書類作りからがすごい大変なんです。今までできてきている、自分たちで自力でできているところ、そこは行政がお金出せるから、そこからお金を調達しなくていいんですよって。だから、そこのお金を別のところに振り分けることができませんかって。行政ができないところに振り分けることができませんかっていう話から始めないと、実際には補助事業というものを組み立てることができないんです。

だから、文化庁へ申請書を持っていくまでに、どれだけの努力をして周りを整理して、ここが行政ができるところなんですっていうことを明確化にするっていうのも、非常に補助事業をするときの上で大切なことで、ところが、それが無形系の個人だったりすると、なかなか頭の中へ入ってくれないんです。そういった意味も含めて、保存活用計画の策定というのは、行政との役割分担の明確化というところも一つはあるんじゃないかと思っています。

ここに「目に見える形となり」とは書いてあるんですけども、もうちょっとはっきりさせて、その支援強化が期待できるということのもう少し意味を踏まえて、行政が一体どういう支援ができるのか。で、実際に所有者さんはどこを自力で頑張ってくれないといけないのかというところの明確化もできるという効果としては、そういう部分もあるのかなと思っています。

一方で、ほかの建造物の活用なんかも考えてすると、こういうところにも補助金が欲しいだっって言われたりするんですが、いや、そこは行政ができなくて、そこは所有者さんが頑張っていたただかなくちゃならないんですよというところ、かなりいつも議論するので、ある意味、行政と、それから、所有者さん、管理団体さんの役割分担というんでしょうかね、も、保存継承のための役割分担を明確化することができるというのは、一つの効果だと思っています。

それから、2点目の（保存活用計画に定めるべき共通的な事項）になります。※で天然記念物のことが書いてあるんですが、「所有者が存在せず、広域の移動を行う野生動物などについては」っていうふうに入っているんですが、実はこれと環境省さんの保護増殖計画っ

ていうのもが大いにバッティングしているのは御存じですよね。その辺をどのように整合性をとっていくのか。今後、文化庁がどのような役割を、この天然記念物の所有者が存在せず、広域に移動を行う動物にとって、何をやっていくのかということのはもう少し明確にした上で、保存活用計画をどのように設定していくべきなのかということを考えていただきたいです。なので、「なじまないと考えられる」という断定ではなくて、ここでは「なじまないものもある」ぐらいにしておいていただければ、ちょっといいかなって思っていました。環境省さんとよくお話ししていただければと思います。

それから、所有者が変更した場合だとか、いろいろなこともあるので、先ほどから年限の問題がありますが、やはり5年以上という形にして、所有者さんの自力の力を見ながら、地方自治体と話し合っ、ここで変えるべきでしょうというふうになったときには、改定ができるっていう形にしといた方がいいかなというふうに思いました。

続いて、3-3の方のお話をさせていただきたいと思います。

1ページ目の重要文化財建造物にします。今まで保存活用計画には、どちらかというと、東京都は積極的に活用整備のことを書いて作ってきちゃったんですけども、余りに分厚くなってしましまして、この活用整備計画を実は含むと非常に分厚いもので大変なものになるということをやってみて、あ、失敗したって自分で思いました。すごく大変だったです、作るのに。で、活用整備計画を含まないで、もっと単純にできないか、取扱い要領だっていうふうになったら、活用整備を含まない形でやって、活用整備は活用整備でまた別途検討するという考え方も実はあるんじゃないかと思っていた中で、今度は活用整備を入れて、2ページ目のような認可の範囲を与えるんだ、認可の範囲を広げるんだっていう考え方が示されてきたことに、私はちょっと矛盾を感じています。保存活用計画の策定の数を増やすという意味であれば、まずは、その取扱い要領の部分をどんどん作るというやり方もあるんじゃないかなというふうに思いました。

活用整備というのは、正に1番に書いてあるように、図面まで作ってどういうふうにするということまでも全部書かなくちゃならないですね。それは金野先生がおっしゃっているように、広く国民、住民、地域と議論した上でこうしようっていうふうな話をしていく中で決まっていくものだと考えるならば、まずは取扱い要領をどんどん作っていっちゃって、こういうことで使えますから、あとは御自由に地域で考えてくださいというやり方も一つだというふうに考えます。なので、このところは、どのように認可の部分と、それから、活用整備の部分を考えるのかというのは、ちょっと検討していただきたいなと思っています。

した。

ましてや、もしも、中川先生がおっしゃったように、2番の方も含めるとすれば、この保存活用整備生活の認可の手続が非常に難しくなるんじゃないかなっていうふうなおそれをちょっと感じます。一体どのようにどの範囲で本当に収まるのかということとどこで言質をとるのかというところが、ましてや、それを見せられた審議委員の先生たちとしては、えっ、何にも決まってないのにこれで認可するのかっていうことになってしまいそうな気がして、そこのところはちょっとどう考えるのかというのも、もう少し認可手続というんでしょうかね。審査の手続も含めて御提案いただければ、もうちょっと議論が深まるんじゃないかなと思いました。

それから、そうですね。史跡名勝天然記念物のことは、先ほど言いましたように飛ばします。

【山本会長】 一応5時半に終わることになっているんですけども、来週予備日になっていまして、来週もやるつもりでやるのか、あと、二、三で終わる、全体で終わるのであれば、あるいはメール等で処理できるのであれば、次回はパスできるということはありませんので、その辺ちょっと5分、10分で延長で終われば、これでやりたいと思います。

【原委員】 はい。じゃ、有形ところだけにします。重要文化財の美術工芸品までにしっておきます、今日は。

重要文化財の美術工芸品なんですが、策定主体が地方公共団体となっています。この地方公共団体はどこ地方公共団体だろうということが議論です。所有者というのは、多くが実は東京にいたり、あるいは逆に地方にいるんだけど、東京にあったりということがすぐあります。この地方公共団体というのは、所有者のいるところの地方公共団体ですか、それとも所在地の地方公共団体ですか。

問題点は、もしも災害が起こったときに、所有者のいるところであれば、もう熊本だ、金沢だというところで、東京で今、救わなくちゃならないのに、東京でその防災対策の計画が立てられないということになっちゃうんです。現に今も美術工芸品だけは全ての手続が所有者主義ですので、所有者が変わったこと、東京にあるにもかかわらず、所有者が変わったことは全然分かってません。ましてや、所有者さんがそれを持ち出しているということも東京は分かっていません。なので、何かが起こったときにどこにその文化財があるのかは、私どもは分からないという状況になっています。それでいいのかどうなのかということを含めて、その保存活用計画は一体どこの地方自治体を作るべきなのかということ

をもう少し明確に示していただければうれしかないとしました。

それから、先ほど修理の関係の意見書を付けるべきだという御意見があったんですけども、是非これに関する、この美術工芸品に関する選定保存技術者は誰なのかということも保存活用計画にきちっと入れていただく。どういう技術者がいるのか。誰ということではないですね。どういう選定保存技術の人たちがいるのかということをきちっと踏まえた上で、実際の全体の保存活用計画を立てるべきだと思っております。

ほかもあるんですが、そこまでにします。

【山本会長】 ありがとうございます。ほかに二、三で終わればやるんですけども、メールとか、あと、事務局に発言を届けていただくということで処理できるのであればと思いますが、いかがですか。それじゃあ、一言。

【岩崎委員】 博物館の人たちの負担を考えてちょっと確認したいのですが、保存活用計画は美術工芸品については、とりあえず指定されたものから進めていって、既指定については順次進めていくというような理解でいいのでしょうか。実際たくさん指定品を持っている博物館の学芸員の人が悲鳴を上げていたので、確認をしておきたい。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。その点については、まだ企画調査会で明示的な議論していないと思います。実質的に考えますと、今のいろいろな御意見の中では、そういったできるところから、できるだけ進めていこうということでよろしいかと思っておりますけれども、そのあたりもまた追っての議論もあってもいいのかなと思います。

【山本会長】 まあ、不可能なことはできませんので、可能なことで何ができるかということを考えていきたいと思えます。

それでは、個別の議論ですので、いろいろあろうかと思いますが、今日の御提案につきまして、お気づきの点、補足するべき点があれば、事務局にメールで届けていただくということで対応したいと思えます。

それでは、一応この議論、閉じまして、来週はパスしまして、11月からは中間まとめ以降の検討を踏まえまして、第一次の取りまとめに向けた議論に入りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

重ねてですが、今日の付け加える議論がありましたら、事務局にお届けいただきたいと思えます。じゃあ、事務局にお返しします。よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日は、どうもありがとうございました。次回の会議日程について御連絡いたします。次回の会議日程は、11月7日火曜日午後3時30分から6時まで

という形になりますので、よろしく願いいたします。場所ですが、本日と同じくこの3階の第1会議室で行わせていただきます。

また、11月に入りましたら、答申案に向けた議論という形になってまいりますので、ここまでの議論の中で何か事務局に伝えていただくべき事項、本日の議論で足りなかった点などございましたら、また、メール等で頂戴できればと思います。また、次回の日程については、メールでも御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【山本会長】 はい。いつも白熱した議論、ありがとうございます。それでは、次回、そういうことですので、本日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —